

船橋市こども計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する（仮称）船橋市こども計画の原案を作成するため、船橋市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども家庭部長を、副委員長はこども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

局及び部等	委員
市長公室	市民の声を聞く課長
企画財政部	政策企画課長、行政経営課長、財政課長
総務部	人事課長
市民生活部	市民協働課長
福祉サービス部	福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長
健康部	健康政策課長、地域保健課長、健康づくり課長、国保年金課長
こども家庭部	こども家庭部長、こども政策課長、こども家庭支援課長、子育て給付課長、児童相談所開設準備課長
地域子育て部	保育入園課長、保育運営課長、地域子育て支援課長、療育支援課長
経済部	商工振興課長
都市整備部	都市整備課長
建築部	住宅政策課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長、指導課長、総合教育センター所長
生涯学習部	文化課長、青少年課長、中央公民館長、青少年センター所長